○国土交通省告示第三百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1145	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）志村3丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	旭化成不動産レジデンス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	平成24年3月13日
1146	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「WAZA C函館五稜郭ミヤビ1計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	東日本ハウス株式会社	岩手県盛岡市長田町2番20号	平成24年3月13日

○国土交通省告示第三百四十九号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第一条各項及び第五条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第3の4⑵中「、区画された竪穴であるパイプスペース内に設置されており」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第七十九号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第三条第一項の表水線上の外げんの部番号の項中「（設標船にあっては黒色陰影付の白色ゴシック体）」を削り、同部その他の部分の項中「ただし、設標船にあっては上甲板以上は白色、それ以外は薄ねずみ色とし、船体の中央付近の両側面に白色の地をとり紺青色のS字章を表示する。」を削る。

別表航路標識測定船及び設標船の項を削り、灯台見回り船の項中「LM 101　ずいうん　LM 202　せいうん」を「LM 202　せいうん」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

○防衛省告示第七十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十四年三月二十八日次のとおり決定された。

平成二十四年三月二十九日

防衛大臣　田中　直紀

陸上施設

◎一部返還

施設名	所在地名	摘要
施設番号		
三〇九九　横須賀海軍施設	横須賀市	所有関係　国有　建物：約1、三〇〇平方メートル　工作物：係留施設等　平成二十三年十二月二十一日

◎共同使用

施設名	所在地名	摘要
施設番号		
三一八五　ニューサンノー米軍センター	東京都港区	所有関係　民有　土地：約一一〇平方メートル　東京都港区が道路の用地として共同使用する。

◎追加提供

施設名	所在地名	摘要
施設番号		
四〇九二　岩国飛行場	岩国市	所有関係　国有　建物：約九、〇〇〇平方メートル　工作物：門等　宿舎等として追加提供する。
六〇三六　トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有　建物：約一六〇平方メートル　工作物：門等　発電機室等として追加提供する。
六〇三七　嘉手納飛行場	沖縄市	国有　建物：約一、七〇〇平方メートル　工作物：囲障等　家族住宅等として追加提供する。

○沖縄県公安委員会告示第二十二号

次の指定暴力団が消滅したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第八条第二項第一号の規定に基づき、当該指定暴力団の指定を取り消し、同条第七項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

沖縄県公安委員会委員長　幸喜　徳子

一　名称　四代目旭琉会

二　主たる事務所の所在地であった場所　沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三百一番地六

三　代表する者であった者の氏名　花城松一

四　代表する者であった者の住所　沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三百一番地の六

五　指定をした年月日　平成二十二年六月二十二日

六　指定番号　九七一〇―一

○沖縄県公安委員会告示第二十三号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

沖縄県公安委員会委員長　幸喜　徳子

指定暴力団

平成二十二年六月二十二日沖縄県公安委員会告示第七十四号に係る指定番号九七一〇―二の指定暴力団

変更前

名称　沖縄旭琉会

変更後

名称　旭琉會